

## 地方公共団体における業務継続性確保のための 非常用電源に関する調査結果

消防庁では、地方公共団体における業務継続性確保のための非常用電源に関して、調査を実施し、この度、平成 28 年 4 月 1 日現在の状況を取りまとめましたので公表します。

本調査結果を受け、本日、消防庁では、非常用電源が未設置もしくは災害への対策がとられていない団体等について、必要な取組を進めるよう通知を発出いたします。

今後も災害時における対応に万全を期するよう地方公共団体に対し働きかけを行ってまいります。

### 1 調査対象

都道府県 47 団体、市町村 1,741 団体

### 2 調査基準日

平成 28 年 4 月 1 日

### 3 調査内容

- (1) 非常用電源の設置状況
- (2) 非常用電源の浸水・地震対策
- (3) 非常用電源の使用可能時間

### 4 調査結果の概要（別添資料参照）

以下のとおり、非常用電源が未整備の団体や、災害時に非常用電源が適切に稼働しないおそれのある団体がみられた。

- 非常用電源については、都道府県では全団体で整備されていたが、市町村では 207 団体（全市町村のうち 11.9%）が未整備
- 非常用電源が整備されている団体であっても、発災の際に浸水のおそれがあるにもかかわらず浸水対策がなされていない団体が、都道府県では 1 団体（非常用電源が整備済で浸水のおそれのある団体のうち 6.3%）、市町村では 195 団体（同 34.0%）
- 非常用電源が整備されている団体であっても、地震対策がなされていない団体は、都道府県では全団体で実施されていたが、市町村では 375 団体（非常用電源が整備済の団体のうち 24.4%）

## 5 消防庁の対応

本調査結果を受けて、本日、消防庁では、地方公共団体に対し、以下の取組等を進めるよう、通知を発出。

- 非常用電源及びその燃料の整備を早急に図ること
- 非常用電源については浸水や揺れに備えた対策を図ること
- 非常用電源については、72 時間は稼働できるよう燃料等を備蓄しておくことが望ましい。

■調査結果の概要については、消防庁ホームページ(<http://www.fdma.go.jp/>)に掲載しています。



(連絡先) 消防庁国民保護・防災部防災課  
田中災害対策官、和田防災企画係長  
渡部事務官

TEL 03-5253-7525 (直通) Fax 03-5253-7535

# 1 非常用電源について

「防災基本計画」等において、業務継続性の観点から電気の確保をする必要があるとされる

## ○「防災基本計画」（抜粋）（平成28年5月中央防災会議）

第2編 第1章 第6節 2（7）公的機関等の業務継続性の確保

地方公共団体は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の策定等に当たっては、…電気・水・食料等の確保…について定めておくものとする。

## ○「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（抜粋）

（平成28年2月内閣府（防災担当））

1章 はじめに [業務継続計画に特に重要な6要素]

### （3）電気、水、食料等の確保

停電等に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。

「非常用電源とその燃料」を確保することが重要。

（参考）

庁舎の停電が発生したため、災害対策に支障が生じた事例

- ・H27.9 関東・東北豪雨
- ・H28.8 台風第10号災害

# 2 調査結果を踏まえた今後の取組（平成28年10月28日付消防庁国民保護・防災部防災課長通知）

## ○ 非常用電源の設置

災害対策本部が設置される庁舎においては、災害発生時等に備え、非常用電源の設置及びその燃料の整備を早急に図ること。

## ○ 非常用電源の浸水対策

浸水想定区域内に災害対策本部を設置する団体では、浸水想定深より上部に設置するなど浸水に備えた対策が必要。

## ○ 非常用電源の地震対策

非常用電源を設置済み団体においても、転倒防止の措置を講じるなど揺れに備えた対策が必要。

## ○ 非常用電源の質の確保

非常用電源については、72時間は稼働できるよう燃料等を備蓄しておくことが望ましい。

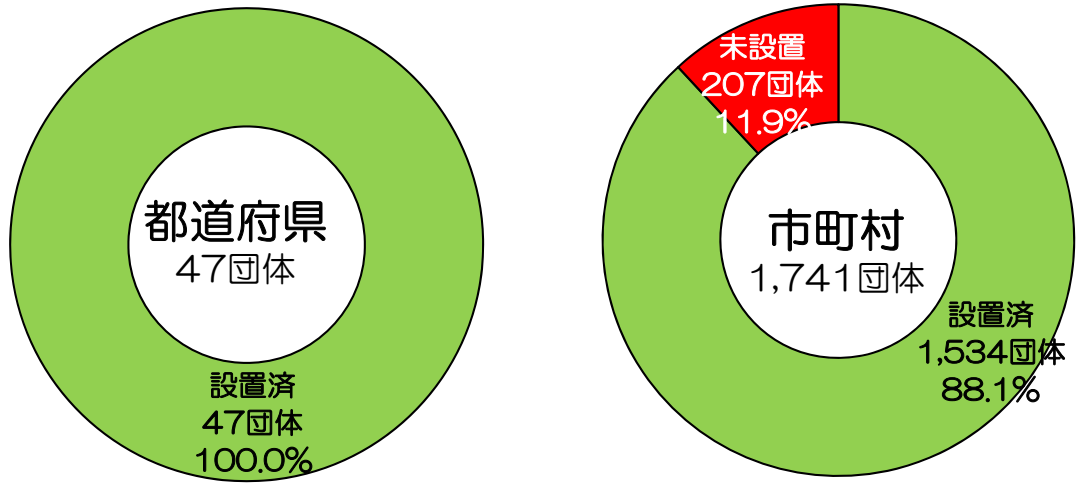
緊急防災・減災事業債を活用して、非常用電源の設置及び災害への対策を促進

※緊急防災・減災事業債

- (1) 地方債の充当率：100%
- (2) 交付税措置：  
元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入

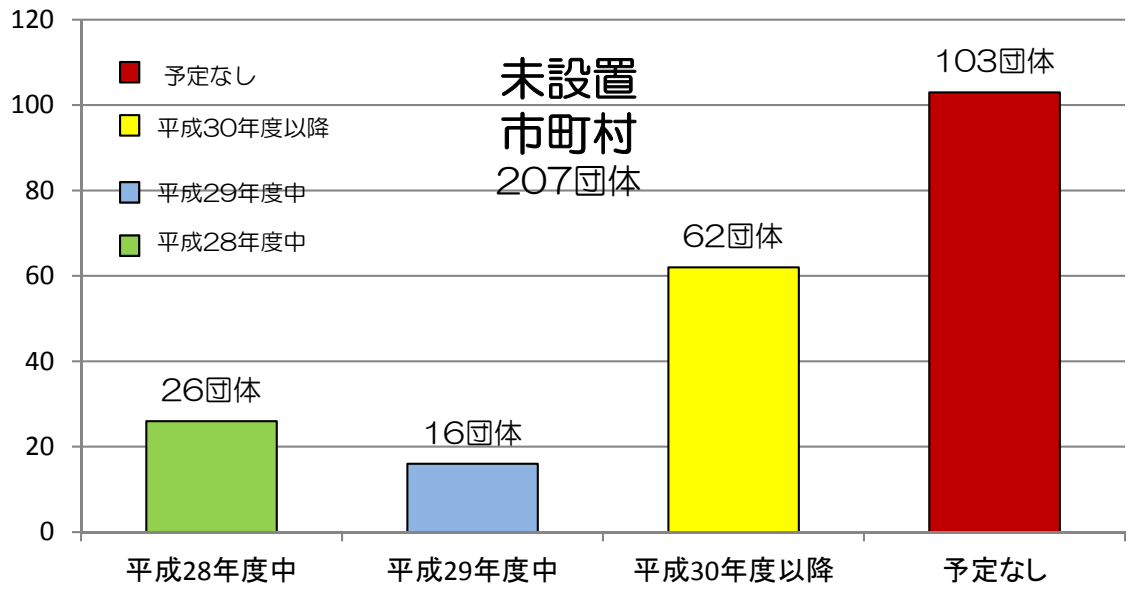
# 3 非常用電源の設置状況

## 非常用電源の設置状況



○非常用電源は、  
 都道府県では  
**全ての団体で設置済**（前回と同様）  
 市町村では  
**1,534団体（88.1%）が設置**  
 （前回比+58団体、+3.3ポイント）

## 非常用電源未設置市町村の今後の予定



○非常用電源が未設置となっている市町村 **207団体**のうち、

- 平成28年度中に設置予定 → 26団体
- 平成29年度中に設置予定 → 16団体
- 平成30年度以降に設置予定 → 62団体
- 設置予定なし → **103団体**

なお、今後も設置する予定がない理由は

- 庁内で議論されていない → 44団体
- 多額の費用がかかる → 72団体
- 設置するスペースがない → 25団体

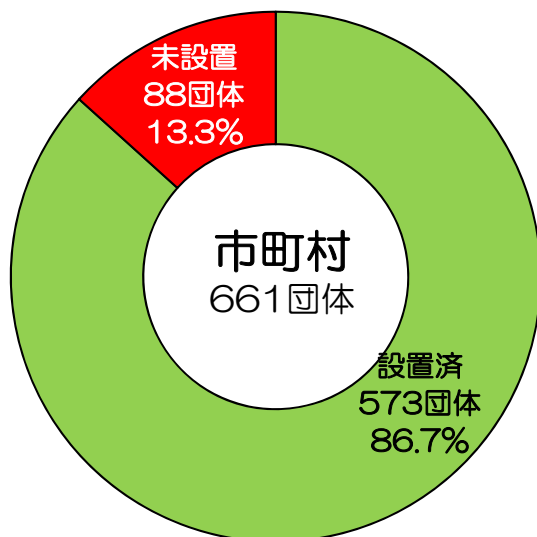
※ 複数選択可のため、設置予定なし団体数と一致しない

## 4 浸水想定区域内に災害対策本部を設置予定の団体の状況

○都道府県・市町村のいずれも**約3割**の団体が浸水想定区域内に災害対策本部を設置予定

	洪水浸水想定区域		高潮浸水想定区域		津波浸水想定区域		洪水・高潮・津波災害いずれかの浸水想定区域に該当する場合	
	団体	%	団体	%	団体	%	団体	%
都道府県	12	25.5	2	4.3	6	12.8	16	34.0
市町村	542	31.1	81	4.7	182	10.5	<b>661</b>	38.0

### 浸水想定区域に災害対策本部を設置予定の市町村における非常用電源の設置状況



○洪水・高潮・津波災害いずれかの浸水想定区域内に災害対策本部を設置する市町村**661**団体のうち、非常用電源未設置の団体は**88**団体（**13.3%**）

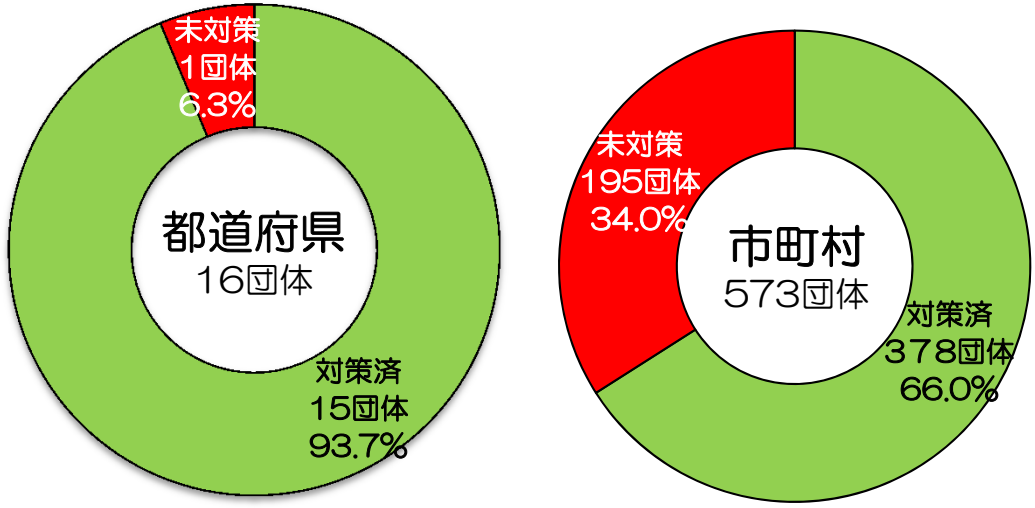
※ 全市町村の未設置団体207団体のうち、42.5%を占める。

→ 浸水が想定されることから、特に早急に非常用電源を設置すべき

# 5 非常用電源の災害への対策状況① ～浸水対策～

## 浸水に対する対策

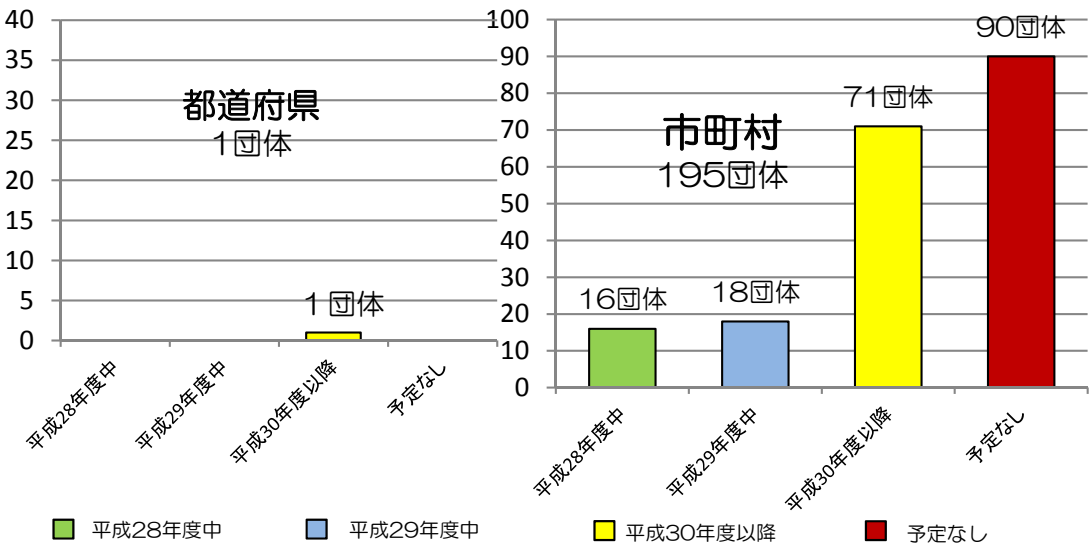
※非常用電源を設置済で、かつ発災の際、浸水のおそれがある団体が対象



○非常用電源を設置済で、かつ発災の際、浸水のおそれがある団体のうち浸水対策をしている団体は、  
都道府県では**15団体**  
市町村では**378団体**

○水害の主な対策としては、  
 ・想定浸水深より上部に設置  
 ・水が入らない構造の部屋に設置  
 ・浸水防水板または土のうを準備などがみられた。

## 浸水対策をしていない団体の今後の予定



○浸水対策をしていない都道府県は平成30年度中に対策予定としている。

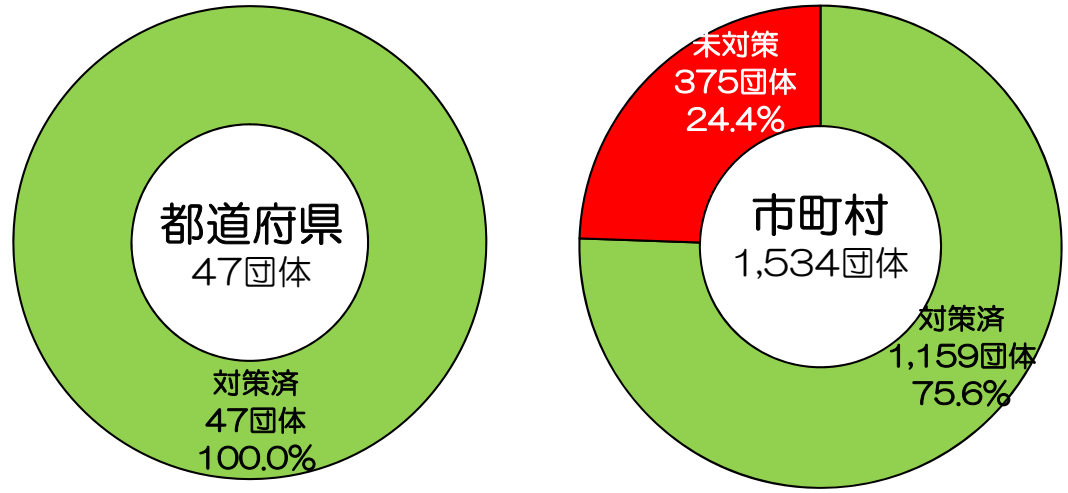
○浸水対策をしていない市町村**195団体**のうち、  
 ・平成28年度中に対策予定 → 16団体  
 ・平成29年度中に対策予定 → 18団体  
 ・平成30年度以降に対策予定 → 71団体  
 ・対策予定なし → **90団体**

なお、今後も対策を行う予定がない理由は  
 ・庁内で議論されていない → 46団体  
 ・多額の費用がかかる → 43団体  
 ・設置するスペースがない → 17団体  
 ※複数選択可のため、設置予定なし団体数と一致しない

# 6 非常用電源の災害への対策状況② ～地震対策～

## 地震に対する対策

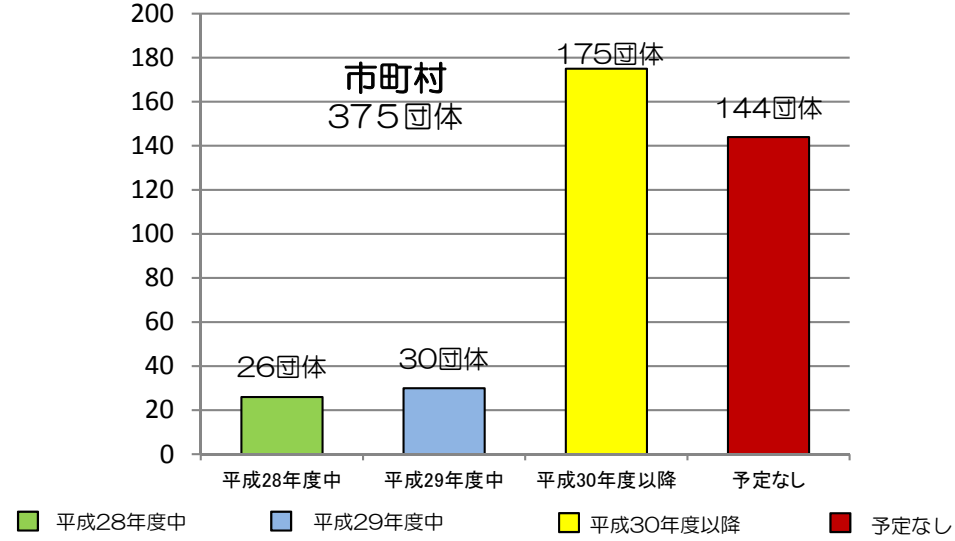
※非常用電源を設置済と回答した団体が対象



○非常用電源を設置済と回答した団体のうち地震対策をしている団体は、都道府県では全団体、市町村では**1,159団体**

○地震の主な対策としては、  
 ・建物が耐震化済みで、発電装置等が転倒防止措置済  
 ・屋外にアンカーボルト等で固定し設置などがみられた。

## 地震対策をしていない団体の今後の予定



○地震対策をしていない市町村**375団体**のうち、  
 ・平成28年度中に対策予定 → 26団体  
 ・平成29年度中に対策予定 → 30団体  
 ・平成30年度以降に対策予定 → 175団体  
 ・対策予定なし → **144団体**

なお、今後も対策を行う予定がない理由は  
 ・庁内で議論されていない → 69団体  
 ・多額の費用がかかる → 67団体  
 ・設置するスペースがない → 16団体  
 ※複数選択可のため、設置予定なし団体数と一致しない

# 7 非常用電源の災害への対策例

## 非常用電源等の災害対策について

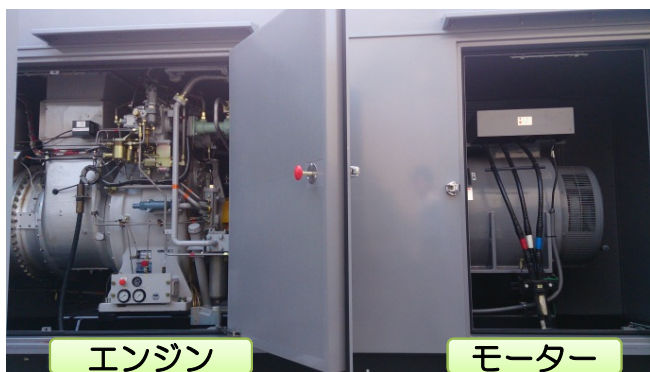
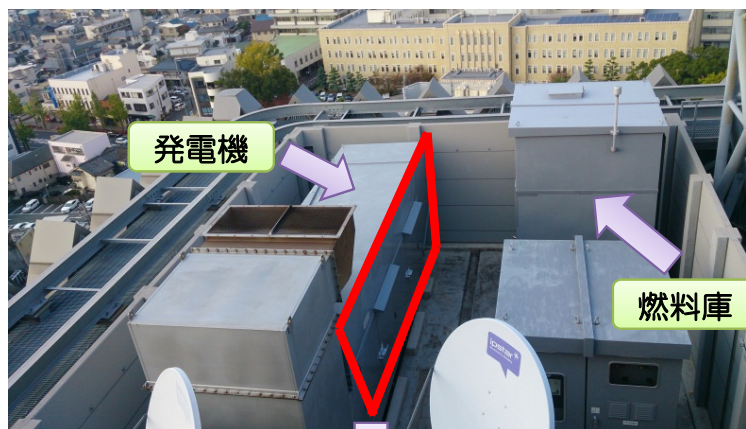
- 被災地の地方公共団体は、庁舎も被災している可能性があり、適切な措置を施していなければ、非常用電源が稼働できない事態も想定される。



災害による停電時において、確実に非常用電源を稼働させるためには、**揺れや、浸水に備えた非常用電源の確保が重要。**

### 浸水に対する対策例

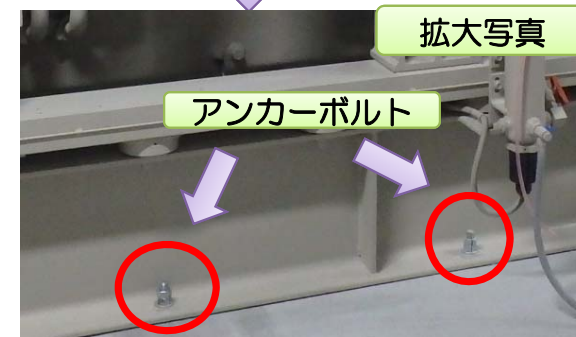
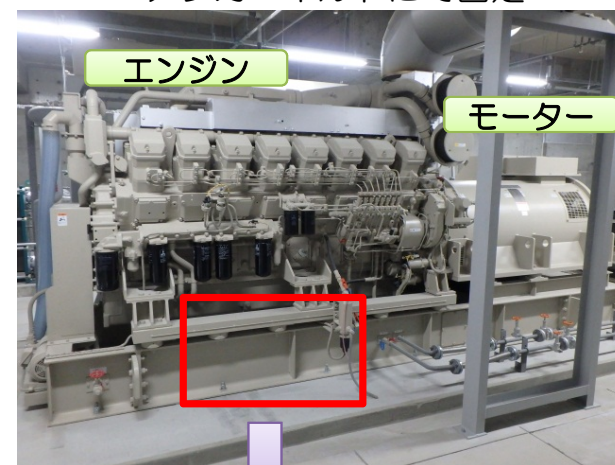
屋上に非常用電源を設置



提供：和歌山県庁

### 地震に対する対策例

耐震化されている建物内に  
アンカーボルトにて固定



提供：北海道庁



# 8 非常用電源の質の確保 ～72時間以上の使用可能時間の確保①～

## 非常用電源の使用可能時間について

- 一般に、発災後「72時間」を過ぎると要救助者の生存率が大きく下るといわれており、この時間帯に地方公共団体の機能が低下することは致命的となるおそれがある。
- さらに、停電も長期化する場合もある。

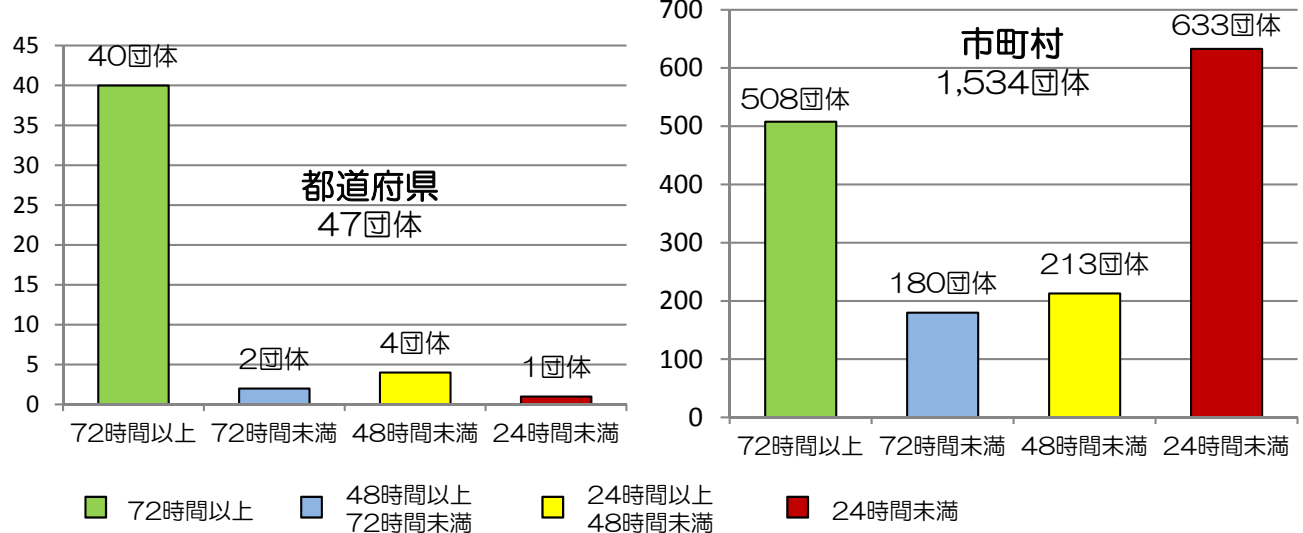
平成27年台風第21号(与那国町) : 5日間で100%復旧  
 平成27年9月関東・東北豪雨(常総市) : 5日間で100%復旧  
 平成26年8月豪雨(広島市) : 7日間で約99%復旧  
 平成23年東日本大震災(東北電力管内) : 8日間で約94%復旧



- 発生直後からの災害応急対策の重要性に鑑み、「72時間」は、外部からの供給なしで非常用電源を稼働可能とする措置が望ましい。
- 停電の長期化に備え予め燃料販売事業者等と協定を締結しておくなど、1週間程度は災害対応に支障がでないよう準備することが望ましい。

## 非常用電源の使用可能時間

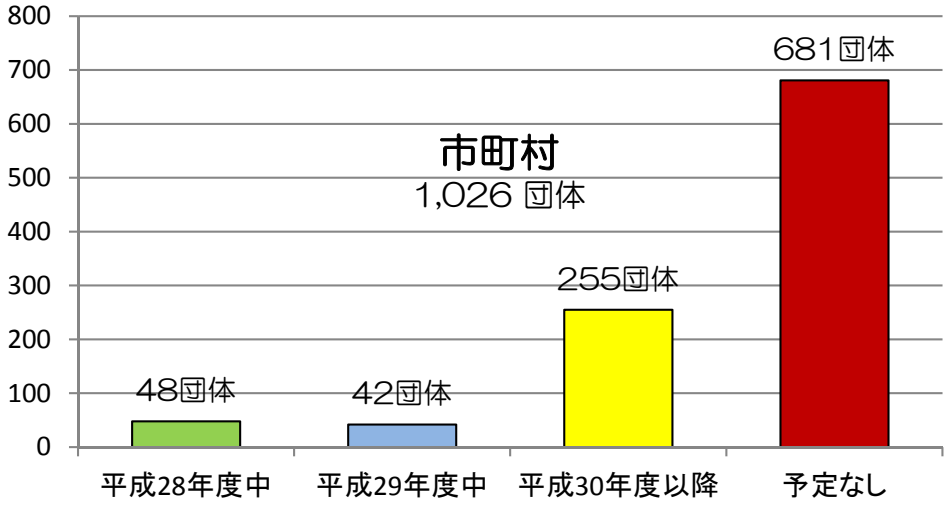
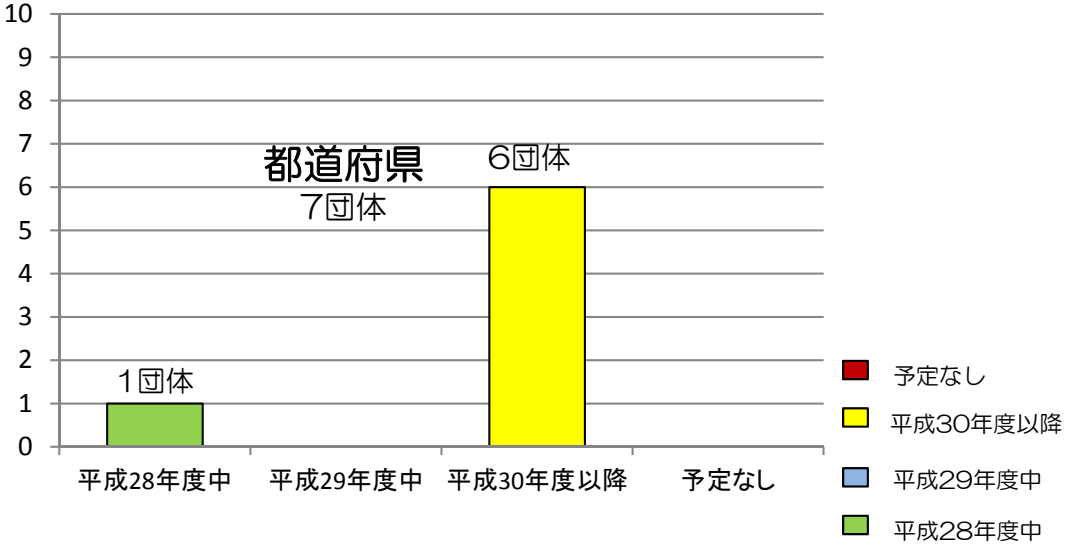
※非常用電源設置済と回答した団体が対象



- 非常用電源の使用可能時間は、都道府県では72時間以上の団体が40団体(85.1%)で最も多い。
- 市町村では24時間未満の団体が633団体(41.3%)で最も多い。

# 9 非常用電源の質の確保 ～72時間以上の使用可能時間の確保②～

## 72時間以上の使用可能時間を確保していない団体の今後の予定



- 72時間以上の使用可能時間を確保していない都道府県7団体（前回比△7団体）のうち、
  - ・平成28年度中に対策予定 → 1団体
  - ・平成29年度中に対策予定 → 0団体
  - ・平成30年度以降に対策予定 → 6団体
  - ・対策予定なし → 0団体

- 72時間以上の使用可能時間を確保していない市町村1,026団体（前回比△98団体）のうち、
  - ・平成28年度中に対策予定 → 508団体
  - ・平成29年度中に対策予定 → 180団体
  - ・平成30年度以降に対策予定 → 213団体
  - ・対策予定なし → 633団体

なお、今後も対策を行う予定がない理由は

- ・庁内で議論されていない → 323団体
- ・多額の費用がかかる → 278団体
- ・設置するスペースがない → 204団体

※複数選択可のため、設置予定なし団体数と一致しない